

県民向け県内旅行応援事業 よくある質問（FAQ）

R3.7.29時点

令和3年7月8日時点版から令和3年7月29日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

<事業停止について>

No.	質問	回答
1	県民割の事業停止期間は。	令和3年7月31日（土）から8月22日（日）までの旅行は、県民割の割引適用及び石川県観光クーポン配布の対象外となります。なお、停止期間が延長される場合もあります。
2	県民割停止に伴い、予約をキャンセルする場合、キャンセル料はかかるのか。	令和3年8月3日（火）までに、県民割の旅行を予約した旅行会社もしくは宿泊施設へキャンセルする旨をご連絡いただいた場合は、キャンセル料は無料となります。
3	7月30日（金）までの旅行は県民割の対象となるのか。	7月30日（金）までの既予約分の宿泊または日帰り旅行については、県民割の対象となります。またキャンセルの場合でも、キャンセル料は無料としてください。
4	7月30日（金）以前から7月31日（土）以降にかけて連泊を予定している場合、県民割は適用されるのか。	連泊の場合であっても、7月30日（金）までの宿泊分は県民割の対象となりますが、7月31日（土）宿泊分からは県民割の適用外となります。 (例) 7月30日・31日に2連泊した場合 →7月30日の宿泊分は県民割適用 7月31日の分は県民割適用外 となります。
5	事業再開となった場合、事業停止期間中から連泊している宿泊は県民割が適用されるのか。 <u>※現時点で事業再開時期は未定です</u>	事業再開となった場合、事業停止期間中から連泊している宿泊は再開日の宿泊分から県民割の適用となります。 (例) 8月22日・8月23日に2連泊した場合（8月23日から事業が再開すると仮定した場合） →8月22日の宿泊分は県民割適用外 8月23日の宿泊分は県民割適用 となります。 <u>ただし、現時点では再開時期は未定です。</u>

No.	質問	回答
1	利用対象期間は。	令和3年7月1日（木）～令和3年12月31日（金）までの宿泊及び日帰り旅行となります。
2	県民割対象の旅行の申込みは、いつからの予約が対象となるのか。また、既に予約済の旅行は割引対象としてよいのか。	令和3年7月1日（木）～令和3年10月31日（日）までの予約に限ります。申込み可能な旅行会社や宿泊施設は、県民割ホームページ（ https://ishikawaryokououen.com ）に参画事業者として公表された日以降に予約が可能となります。（リストは随時更新します） よって、それ以前に予約されている旅行については、割引対象外となります。
3	県民割の予約はいつからできるのか。	令和3年7月1日（木）から申込みできますが、事業者により申込みができる受付時間や予約方法が異なりますので、申込可能な旅行会社・宿泊施設を事業者別リストでご確認ください。（リストは随時更新します）
4	県民割の予約はいつまでできるのか。	予約受付期間は令和3年10月31日（日）までですが、予算の限度額に達した時点で終了します。申込みの可否については、県民割が申込み可能な県内の旅行会社又は、宿泊施設でご確認願います。
5	割引対象となる宿泊施設は。	ホームページ内に掲載する対象宿泊施設一覧をご覧ください。掲載の宿泊施設は登録状況により随時更新されます。
6	1人何回でも利用できるのか。	利用対象期間中、何回でもご利用いただけます。宿泊旅行での連泊利用は、1予約につき最大3連泊まで割引対象となります。
7	県民割の申込み先と方法は。	県民割に参画事業者として登録した県内の旅行会社、宿泊施設の「店頭・施設窓口」、「電話」、「ホームページ」等で申し込みが可能となります。 各事業者により予約方法や営業・受付時間が異なりますので、ホームページで公表する事業者別リストをご確認ください。（リストは随時更新します）
8	割引対象となる旅行商品とは、どのようなものなのか。	<u>宿泊旅行の場合</u> 県民割の申込み可能な県内の旅行会社又は、宿泊施設で販売する県内の宿泊を伴う観光ツアーや宿泊プランなどの旅行商品が割引対象になります。申込み時に各旅行会社又は宿泊施設へ県民割を利用したい旨をお伝えください。
		<u>日帰り旅行の場合</u> 県内の旅行会社で販売する県内発着で県境をまたがない日帰りツアーや日帰りプランなどの旅行商品や、宿泊施設で販売する当該宿泊施設の日帰りプランが対象になります。申込み時に各旅行会社又は宿泊施設へ県民割を利用したい旨をお伝えください。 （例）往復の乗車券と体験型アクティビティがセットになった商品 往復の乗船券と旅行先での食事がセットになった商品

No.	質問	回答
9	割引対象の条件はあるのか。また、どのような場合にクーポンがもらえるのか。	<p>宿泊旅行の場合 1予約につき最大3連泊まで、宿泊を伴う1人1泊当たり3千円以上の旅行代金が割引対象となります。なお、宿泊代金が3千円以上ということではなく、例えば、宿泊料+入場料等=3千円以上となる旅行代金が割引対象となります。また、1人1泊当たりの旅行代金の合計が6千円以上の場合は、クーポンの配布対象となります。</p> <p>日帰り旅行の場合 1人1回当たり6千円以上の旅行代金が割引対象となります。なお、運送サービス代金が6千円以上ということではなく、例えば、観光タクシー代+入場料等=6千円以上となる旅行代金が割引対象となります。また、1人1回当たりの旅行代金の合計が6千円以上の場合は、クーポンの配布対象となります。</p>
10	クーポンはいつ、どこで使えるのか。	<p>クーポン有効期間や利用可能店舗など詳細は、石川県観光クーポンの専用ホームページ (https://ishikawa-kanko-coupon.com/) をご確認ください。</p>
11	割引額の算出方法は。	<p>大人・子どもで異なる料金が混在する場合でも、全員分の旅行代金を合算した金額を、宿泊旅行であれば人泊数、日帰り旅行であれば人数で除して、1人あたりの旅行代金を算出し、適用する割引区分が決まります。なお、子供料金が発生しない幼児（0円の場合）も1名とカウントします。</p> <p>（割引額の算出方法の例） 大人2名と子供1名、幼児1名の4人が2連泊した際の代金総額が96,000円（税込） （大人1泊@2万円、子供1泊@8千円、幼児は無償）の場合 →大人、子供、幼児の区別なく、1人1泊あたりの旅行代金を基準とするため、 1人1泊あたり旅行代金は@12,000円（（96,000円÷4名）÷2泊）となり、 @10,000円以上のため、割引額@5千円 2連泊のため、割引額合計は4万円（@5千円×4名×2泊）、自己負担は56,000円 （なお、クーポンは@2千円×4名×2泊=16,000円分付与）</p> <p>※市町割引を併用する場合（併用可否は市町の判断によります） 市町が実施している割引額を先に適用し、残りの旅行代金に対して、県民割を適用します。 ただし、併用後に旅行者が支払う代金よりも、クーポン類の付与額等の金額が上回らないよう調整します。</p> <p>※グループに割引対象外（県外）の方を含む場合 割引対象外の方も含めて、1人あたりの旅行代金を算出し、割引対象者（県民）のみに割引を適用します。</p>

No.	質問	回答
12	入湯税、宿泊税、旅行取扱料金、サービス料は割引対象となるのか。	含めても構いませんが、旅行代金の一部として精算される場合に限りです。（これらの料金だけ別で支払う場合は対象外となります）
13	宿泊数の割引制限はあるのか。	<p>宿泊数は1回の旅行につき、最大3連泊までが割引対象となります。 （すべての宿泊数が割引対象となる例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一宿泊施設に連続しない日程で5泊した場合 → 旅行日が別々なため、1回の旅行とはみなさず、5泊分の割引適用となります。 ・ 県内旅行会社にて、同一申込日に連続しない別々の宿泊施設を申し込んだ場合 → 宿泊が連続していないため、1回の旅行とはみなさず、割引適用となります。 <p>（最初の3泊分までが割引対象となる例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一宿泊施設に5連泊した場合 → 最初の3泊分のみ割引適用となります。 ・ 県内の2か所の旅館に計5連泊（A旅館:2連泊、B旅館:3連泊）となるよう1回の予約で申し込んだ場合 → 1回の旅行とみなし、最初の3泊分（A旅館:2泊分、B旅館:1泊分）のみ割引適用となります。予約を2回に分けてお申し込みいただければ、各旅館の宿泊は3連泊以内であることから、割引適用となります。
14	利用人数の制限はあるのか。	利用人数の制限はありません。なお、多人数での利用の際には、マスク着用の徹底や消毒薬等の携行など、より一層の感染症対策を講じていただくことをお願いします。
15	旅行予約サイトからの申し込みでもよいのか。	県内で窓口営業し、本事業に登録している旅行会社が対象となります。申込み可能な旅行会社は、県民割ホームページ等でご確認ください。 予約サイトからの申込みは、県内の旅行会社及び宿泊施設の公式予約サイトからのみとなり、公式サイトがない場合は、申し訳ございませんが、「施設窓口」や「電話」等で申込みをお願いします。
16	当日の旅行申込みは、割引対象となるのか。	対象となります。但し、旅行会社や希望する宿泊施設のフロントや電話等で、割引対象となるのかご相談ください。
17	申込みは、代表者だけでよいのか。	代表者だけで構いません。ただし、県民割を受ける他の同行者がいる場合には、同行者が県内に居住していることがわかる本人確認書類（コピー可）をご持参ください。

No.	質問	回答
18	県民であることの確認はどのように行うのか。	予約・申込時あるいは旅行代金精算時に、運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等の本人確認書類のご提示をお願いします。コピー等は致しません。
19	旅行の同伴者がいる場合、申込みの代表者は、申込みや宿泊時に旅行者全員の県内居住を証明できる本人確認書類を持参しなくてはいけないのか。	申込み時や宿泊のチェックイン時に全員分の本人確認書類の確認をさせていただきますので、必ずご持参ください。
20	現在は石川県内に居住しているが、住民票は県外のため本人確認書類で証明できない。その場合は割引対象外となるのか。	割引対象外となります。今回は、住民票・運転免許証・健康保険証等の本人確認書類をもって県民在住を確認しますので、本人確認書類で確認できない場合は割引対象外となります。
21	本人確認書類とは。	<p>マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等 国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳等としま す。（いずれも住所記載欄のあるもの） ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を2つ又は①を1つ及び② を1つの組み合わせであれば、本人確認書類として提示可能です。</p> <p>① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等 ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等</p> <p>なお、家族の場合は子供の健康保険証と親（法定代理人）の本人確認書類（運転免許証等）で足りるもの とします。</p>
22	旅行会社や宿泊施設の窓口等で、本人確認書類による県内在住が証明できないと割引は受けられないのか。	受けられません。
23	県内の市町が実施する割引事業との併用は可能か。	市町の判断によりますが、原則可能です。ただし、市町が実施している割引を先に適用し、残りの旅行代金に対して、本事業を適用します。ただし、併用後に旅行者が支払う代金よりも、クーポン類の付与額等の金額が上回らないよう調整します。

No.	質問	回答
24	一棟貸しの旅行プランの割引額の算出方法は。	支払い総額を利用される人数で除算し、1人1泊あたりの旅行代金を算出し、1人1泊あたりの旅行代金に応じた割引額が適用されます。 例えば、1棟2万円(税込) / 1泊を 2人で申し込んだ場合の1人あたりの旅行代金は @1万円 → 1人あたりの割引額@5千円 3人 // 約@6.7千円 → 1人あたりの割引額@3千円 5人 // @4千円 → 1人あたりの割引額@2千円 10人 // @2千円 → 割引なし
25	割引対象外の者が含まれるグループの旅行の割引額の算出方法は。	割引対象外の方も含めて、1人あたりの旅行代金を算出し、割引を適用します。 例えば、石川県民2人+長野県民2人のグループが1棟2万円(税込) / 泊を2泊3日利用する場合、1人1泊あたりの旅行代金は、4万円(2万円×2泊) ÷ 4人 ÷ 2泊 = @5千円となるため、1泊あたりの割引額は2千円で、石川県民の方は合わせて8千円(@2千円×2人×2泊)の割引となります。
26	宿泊施設が、宿泊以外の飲食や観光施設の入場券等をセットにした宿泊プランは割引の対象になるのか。	対象となります。
27	ホームページの予約可能な宿泊施設を見ても、希望する宿泊施設の表示がないのですが、希望の宿泊施設には泊まれないのか。	県民割ホームページに記載する割引対象の宿泊施設リストに表示されていない施設は対象外となります。リストは随時更新していますが、ご希望の施設にお電話等でお問い合わせください。
28	県民割を申し込んだ後、国が実施する「Go Toトラベル」が再開された場合に変更はできるのか。	変更は可能です。ただし、県民割とGo Toトラベルの割引制度は併用できないことに合わせて、変更に係る取消料が発生する際には、お客様の負担となります。また、その取消料を県民割の割引額で充当することはできません。
29	予約をしていたのに、感染拡大に伴う措置のため、旅行することが出来なくなった場合、キャンセル料は払わなければいけないのか。	感染状況の拡大により国や県が事業を一時停止もしくは中止する場合は、一定期間のキャンセル申請期間を設けることとしており、その間に申し出のあったキャンセルについては、キャンセル料は無料となります。 (7月29日追記) 令和3年7月28日にステージⅣが発出され、県民に不要不急の外出・移動の自粛をお願いすることにとともに、7月31日から8月22日までの旅行については、県民割の割引適用及び石川県観光クーポン配布の対象外となります。8月3日までに、県民割の旅行を予約した旅行会社もしくは宿泊施設へキャンセルする旨をご連絡いただいた場合は、キャンセル料は無料となります。

No.	質問	回答
30	旅行先の地域の感染拡大により旅行をキャンセルした場合、キャンセル料は誰が負担するのでしょうか。	キャンセル料は、お客様負担となります。キャンセル料が一定期間無料となるのは、国や県が事業を一時停止等した場合に限ります。
31	修学旅行について、県外から通っている生徒がいた場合、割引の対象外となるのか。	修学旅行について、割引対象とする基準は学校の所在地となりますので、県内の学校が県内旅行をする場合は対象となります。